

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中で、生活保護に準じる水準の生活困窮世帯を支援するため、社会福祉法人港区社会福祉協議会が実施している総合支援資金の再貸付終了者等で一定の要件を満たす生活困窮者に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

### 1 経緯

国は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活困窮世帯に途切れない支援を実施するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）を創設しました。

本事業は、自治事務であり、区が国の制度を活用し実施します。

### 2 概要

#### (1) 支給額

単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円  
※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能です。

#### (2) 支給対象者（見込） 2,600世帯

- ・総合支援資金の再貸付が終了した世帯
  - ・再貸付について不承認とされた世帯
- ※ 収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たすこと  
※ 生活保護受給中世帯は支給対象外

#### (3) 支給期間

令和3年7月以降の申請日から3か月（申請は令和3年8月31日まで）

#### (4) 経費見込

563,550千円

#### (5) 財源

国庫負担（補助率10/10）

#### (6) 支給方法

申請に基づき、申請者が指定する口座に振り込みます。

#### (7) 申請受付場所

港区生活・就労支援センター（麻布地区総合支所内）で受付予定。

### 3 今後のスケジュール

令和3年7月 1日 受付開始予定、広報みなと7/1号掲載予定  
8月31日 申請受付終了